



# 練馬区立区民農園 利用のてびき

この「利用のてびき」は、利用者の皆様が気持ちよく野菜作りをしながら、楽しい農園ライフを過ごしていただくために作成しております。内容をよくお読みの上、記載されているルールを必ず守って利用してください。すべての項目に共通していることは、「他の利用者や農園の近隣にお住まいの方に迷惑をかけない」で利用していただくことです。

## 1 区画を利用できる方について

- (1) **利用承認を受けた方が区画を利用できます。**利用承認を受けた方とは、利用承認書および利用者証に記載されている方のことです（15歳未満と一部団体を除く）。**それ以外の方は、利用承認を受けた方と一緒に来園した場合でも利用できません。**

※体調不良等の理由で一時的に区画の利用が難しくなった場合、例外的に利用を認めることができます。その際は必ず都市農業課へ事前にご相談ください。

- (3) 世帯員が利用中に増えた等で利用者を追加したい場合は、都市農業課までお申し出ください。  
 (4) 15歳未満のお子様については、利用承認を不要とします。

## 2 利用期間・利用時間

- (1) 利用期間は、**令和6年(2024年)3月1日から令和8年(2026年)1月31日**までです。  
 (補欠から繰り上って利用する方は、利用承認を受けた日から令和8年1月31日までの期間です。)  
 ただし、**やむを得ず利用期間途中で廃園または休園となる場合があります**。これらの場合、利用者の皆さんには可能な限り早くその旨をお知らせしますが、種苗その他園芸消耗品に要した費用の補償はできませんので、予めご了承ください。
- (2) 利用時間は、「**日の出**」から「**日没**」までです。  
 なお、農園内では**近隣の方の迷惑にならないよう話し声や物音に配慮してください**。早朝に利用する場合は特に配慮してください。

## 3 利用区画

- (1) 利用承認を受けた区画で耕作してください。  
 ※区画内に番号札を設置しています。必ず利用開始前に確認してください。
- (2) 区画の内側 20cm～25cm 程度は作業用スペースとして確保し、作付けはしないでください。  
 ※区画の外側(園路)は掘らないでください。他の利用者が足を踏み外す等でケガをする危険があります。
- (3) 種まきや苗の植付けの際は、その後の成長を予測して、区画をはみ出さないような位置にしてください。区画の近くにフェンスが設置されている場合、フェンスは区画外の扱いとなります。区画外の耕作物については、区の除草作業時に予告なく撤去する場合がありますので、ご留意ください。
- (4) **利用者同士で区画を交換することはできません。**

## 4 空きスペースの耕作の禁止

農園の地形および日照条件の関係で、農園内に空きスペースがある農園があります。この**空きスペースの利用は禁止**です。勝手に耕作したものについては、栽培中であっても予告なく区で撤去します。

## 5 農具

必要な農具は、各自で用意していただきます。ただし、区が用意した農具（クワ、スコップ、バケツ、ジョウロ等）を使用することもできます。この場合は、以下の点を守って大切に使ってください。

- (1) 数に限りがあるので譲り合って使うこと。
- (2) 農園の外に持ち出さないこと。
- (3) 使用後は、**先に土を落としてから水洗いして農具庫に戻すこと**（土がついたまま洗うと下水が詰まってしまいます。）

※私物（個人の農具を含む）を農具庫に入れることはできません。

※散水栓には排水機能はありません。泥詰まりの原因となるため、**必ず洗い場で洗ってください。**

## 6 利用者証

- (1) 農園内に立ち入る際は、**必ず利用者証を携帯してください。**
- (2) 区職員または区が委託した農園巡回業者が利用者証の提示を求めることがあります。その際は、**必ず提示をしてください。**
- (3) 提示を拒否または不携帯が続いた場合、名義貸しとみなし農園を辞退いただくか、利用承認を取り消す場合があります。
- (4) 紛失または記載事項に変更が生じた場合は速やかに都市農業課までお申し出ください。

## 7 水道

節水にご協力ください。また、農園利用以外の目的で使用することは禁止です。

※水のやりすぎは、作物の根の成長に悪い影響を及ぼすことがあります。畠には植木鉢やプランターとは違い、大地の保水力があります。

## 8 禁止行為

これまでの注意点に加え、以下の行為を禁止します。

- (1) **火気を使用すること。**  
※農園内での喫煙は禁止しませんが、他の利用者および近隣住民への配慮をお願いします。なお、今後の状況により、農園内での喫煙を禁止する場合があります。
- (2) **除草剤を使用すること。**
- (3) 農園施設を損傷または汚損すること。
- (4) 農園内の土地の形質を変更したり、建物や工作物を設置すること。
- (5) **利用承認を受けていない方が利用すること。**

- (6) 農園を利用する権利を他人に譲渡または転貸すること。
- (7) 利用承認を受けていない区画を耕作すること。
- (8) 自動車で来園すること。

※農園周辺への路上駐車により、近隣住民から苦情が寄せられています。

- (9) 他の利用者や近隣の方の迷惑となる過度の飲酒をし、または飲酒した状態で農園の利用をすること。

※他の利用者や近隣の方から飲酒に関する苦情が寄せられています。なお、個別に農園内で飲酒を禁止する場合があります。

- (10) 農園内に犬等のペットを連れ込むこと。

※農作物を栽培する農園で衛生上の管理に支障があるため禁止します。

- (11) 農園内の掲示板を許可なく利用すること。

※利用者同士の連絡用として使用したい場合は、事前に必ず区へ相談してください。

## 9 利用承認の取消し

農園は、「練馬区立区民農園条例」および「練馬区立区民農園条例施行規則」に基づいて、管理運営をしています。利用に当たっては、ルールを遵守してください。以下の場合は、利用期間中であっても利用承認を取り消す場合があります。さらに、次回以降の区民農園の利用申込みもできなくなる場合があります。

- (1) 営利を目的として利用していると認められた場合。
- (2) 他人名義での使用や利用承認を受けていない方による耕作等、不正な方法で農園を利用していた場合。
- (3) 農園において、利用者証の提示に応じない場合。
- (4) 使用料を納付期限までに納めない場合。
- (5) 雑草を繁茂させ、区からの改善指示に従わなかった場合（連絡が取れない場合を含む）。
- (6) 自動車で来園し、路上駐車など駐車違反をしている場合。
- (7) 「練馬区立区民農園条例」、「同施行規則」、「利用のてびき（本書）」に記載されている事項およびその他区の指示に従わなかった場合。

## 10 利用の辞退

利用者の都合で農園利用を辞退する場合は、申込代表者本人が都市農業課へご連絡ください。辞退届を送付しますので、利用している区画の雑草および私物を片付け、次の方が利用できるようにしてから、必要事項を記入・押印の上、返送してください。なお、区外へ転出した場合は、農園を利用できる条件を満たさなくなるため、必ず利用の辞退の手続（区画の片付けを含む）を行ってください。

**区から承認書や納付書が届いた後に辞退を希望する場合、必ず使用料の納付と辞退届の提出が必要です。区画を全く利用していない場合、同様の手続きが必要になるので、ご留意ください。**

## 11 使用料の還付

納付した農園使用料は原則還付できませんが、以下の事項に該当する場合は、還付いたします。

- (1) 休園・廃園等の都合で区画の全部または一部を利用できなくなった場合は、利用できない期間分（月15日以上利用できない月数分）の使用料を還付します。
- (2) 利用者の都合で農園利用を辞退する場合は、辞退届と共に使用料還付請求書を提出することにより辞退日の翌月分からの使用料を還付します。ただし、利用期間の残りが6か月未満のときは、還付できません。

## 12 農園の巡回・管理について

農園の巡回・管理（区画の利用状況の確認、樹木のせん定等）は令和7年4月現在以下の事業者が行っております。利用者の皆様に事業者から直接ご連絡する場合がございます。あらかじめご承知おきください。

【事業者】アゴラ造園（株） 電話 03-3997-2300

## 13 耕作の仕方

- (1) 都市農業課には、園芸の専門職がいません。栽培についてのお問合せにはお応えすることができませんので、ご了承ください。なお、別冊「たのしい野菜づくり」に、野菜づくりの基本が記載されていますので参考にしてください。  
 ※樹木や芝生等を栽培する場合、区画に根が張らないようにプランター等で栽培してください。  
 ※ミント類のように繁殖力が強い作物、菊芋等のように旺盛に生育する作物は、一度増えると根絶するのが困難になります。周りや来期利用者の迷惑にならないようプランター等で栽培してください。
- (2) 樹木等農園に適しない植物は植えることができません。
- (3) 支柱を組んで野菜を栽培したり、トウモロコシ等のように背丈が高くなる野菜を栽培するときは、隣接境界線から30cm程度空け、区画の中央に寄せる等、隣接する区画が日陰にならないよう配慮をお願いします。また、地上2m以上の高さの作物の栽培や支柱を使用することはできません。周りの迷惑になっていると区が判断した場合、収穫前でも撤去していただくことがありますのでご注意ください。(なお、区が設置しているフェンスは区画外です。区画付近にあっても使用しないでください。)
- (4) 肥料等を使用するときは、異臭が生じないよう注意してください。
- (5) 農薬の使用は、野菜に適用するものとし使用基準濃度を必ず守り、最小限にとどめてください。  
 また、使用する際は、風がないこと、周囲に人がいないことを確認してください。  
 現在、野菜の流通に関してポジティブリスト制度（農産物から基準値を超える残留農薬が検出されると流通規制の対象となる制度）が施行されています。農家の畑に隣接する農園では、農薬の飛散で周辺農家の畑に影響がおよぶ可能性がありますので、十分ご注意ください。
- (6) 除草剤の使用は理由に関わらず禁止です。

## 14 農園をきれいに保つために

- (1) **ご自身の区画および区画の周りに生えた雑草は速やかに抜いてください(区画の周りもご自身で管理いただぐ範囲です)。** 雜草を繁茂させると、種子の飛散、虫の発生等ご自身の区画だけではなく周りの利用者の迷惑となります。特に夏場は雑草が生えやすいので、頻繁に除草してください。
  - (2) 利用期間中に発生した野菜くず等のごみは、各自持ち帰って適切に処分してください。区画や周辺に放置しないでください。
- ※農園利用者が農園周辺の資源・ごみ集積所に勝手にごみを捨てたことにより、近隣住民から苦情が寄せられています。
- (3) 家庭ごみ（生ごみ）の持ち込みは、ネズミ等が農園に集まる原因となるため禁止します。
  - (4) 農園内の空きスペースや通路に、個人の農具、園芸資材や耕作に関係のない椅子、机等の私物を放置しないでください。
  - (5) 包丁等鋭利なものは区画内に置かず、必ず持ち帰ってください。
  - (6) 区画を仕切るために、ビニールひもを使用しないでください。劣化したビニールひもが土に混入すると取り除けなくなってしまいます。

## 15 その他の注意事項

- (1) 利用期間が終了するとき、または利用を辞退するときは、利用している区画の雑草および私物をきれいに片付け、次の方が利用できる状態にしてください。また、利用期間の終了直前および辞退の際に発生した野菜くずや雑草は、土の中に埋めると次の利用者に影響があるため、すべてお持ち帰りください。
  - (2) 自転車は、農園内の自転車置き場を利用し、通路や周辺の道路には置かないでください。
  - (3) 他の利用者や近隣の方に迷惑になるような騒音・振動・悪臭等を出さないようにご注意ください。
  - (4) 農園の施設等に損害を与えた際は、賠償していただく場合があります。
  - (5) 区は、利用承認の取消し、天災・病害虫等により生じた耕作物または私物の損害および事故等に対して責任を負いません。また、耕作物または私物の盗難についても責任を負いません。
  - (6) 各農園内に、①不正利用の防止、②利用者区画の確認、③利用者同士の交流の促進のために、全区画の利用代表者の名字と居住町名を記載した名簿を掲示します。
- （例 区画番号 2 佐藤 豊玉北）
- (7) 農園内で喫煙する場合、他の利用者および近隣住民への配慮をお願いします。また、吸い殻は必ずお持ち帰りください。喫煙に関する苦情が寄せられています。
  - (8) 台風や大雪等、自然災害発生時には、危険ですので農園の利用を控えてください。
  - (9) トイレがない農園については、近隣の公園のトイレなどを利用してください。
  - (10) 住所や電話番号が変わった場合は、必ず区へご連絡ください。



### 【問合せ先】

農園の利用方法や園芸相談について アゴラ造園(株) (平日 9時～17時)  
電話 03-3997-2300

その他のお問い合わせ

練馬区 都市農業課  
電話 03-5984-1398 (直通)